

特集

1

地域包括ケアシステムと共生型サービス

主張

片桐公彦

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室
障害福祉専門官

障害者が65歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点と、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、平成30年度に共生型サービスが創設されます。現時点の検討の方向感について、お伝えしたいと思います。

共生型サービス登場の背景 (これまでの取り組みと議論)

これまで、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことが指摘されていました。さらに、高齢化が進み、人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる、ということも課題として挙げられていました。

一方で、同一事業所で一体的に介護保険サービスと障害福祉サービスを提供する取り組みとして、富山型デイサービスのよう、高齢者あるいは障害者などの多様な利用者に対して同一の事業所で一体的にサービスを提供する取り組みが、地域の実情に応じて従来から進められていました。こうしたケースでは、市町村の判断で障害福祉制度における、基準該当サービスの仕組みを活用してサービスを提供していましたが、介護保険制度では、こうしたサービスを提供できる仕組みとはなっていませんでした。また基準該当サービスは、市町村の判断にあるので、地域によってその取り扱いに差があるという指摘がありました。

さらに障害者が65歳になった場合、介護保険優先の原則の下で介護保険の被保険者となった場合に、使いなれてきた障害福祉サービス事業所が使えなくなるというケースがあるとの指摘を社会保障審議会障害者部会の中で受けており、見直すべきとの意見が出されていました。

また、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、

- ・人口減少など地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、事業・報酬の体系を見直す
- ・平成29年の介護保険制度の見直しにおいて、介護保険に「共生型サービス」を創設する。障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みについても、報酬において障害支援区分を勘案していない等の課題に対応するため、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行う。また、平成30年の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応を行う

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(概要)
(地域共生社会の実現に向けた取組の推進(新たに共生型サービスを位置付け))

見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

(注)具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある

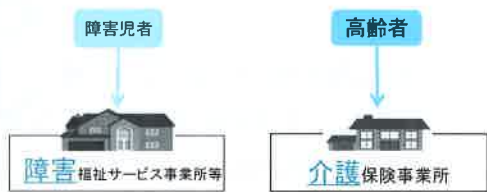


【課題】

○ 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していただいていた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。

○ 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

こととされてきました。

共生型サービス創設の趣旨

このような背景の中で、障害者が65歳以上になっても使いたれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点と、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、共生型サービスを創設するということが盛り込まれた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(いわゆる地域包括ケア強化法)」が平成29年5月26日に成立しました。

共生型サービスの対象となるサービスについて

共生型サービスの対象なるサービスの考え方には2つあります。1つ目として、「介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通

するサービス」。2つ目として、「基準該当の障害福祉サービスとして位置付けられているサービス」が対象サービスとして現在検討が進められています。

共生型サービスの基準について

障害福祉サービスと介護保険サービスでは人員や設備、面積基準が異なっているサービスが存在しています。例えば、介護保険の通所介護、障害福祉サービスの生活介護という類似のサービスでは、介護保険では人員配置は5対1、障害福祉サービスでは障害支援区分が5以上の場合は3対1となっています。このように、人員配置や設備、面積基準が異なっている点を踏まえて共生型サービスについては「Ⅰ」「Ⅱ-1」「Ⅱ-2」の3類型を検討しています(サービスによっては「Ⅰ」と「Ⅱ」のみ)。

「共生型生活介護」(共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスについても同様)を例にすると「Ⅱ-2」は



共生型サービス

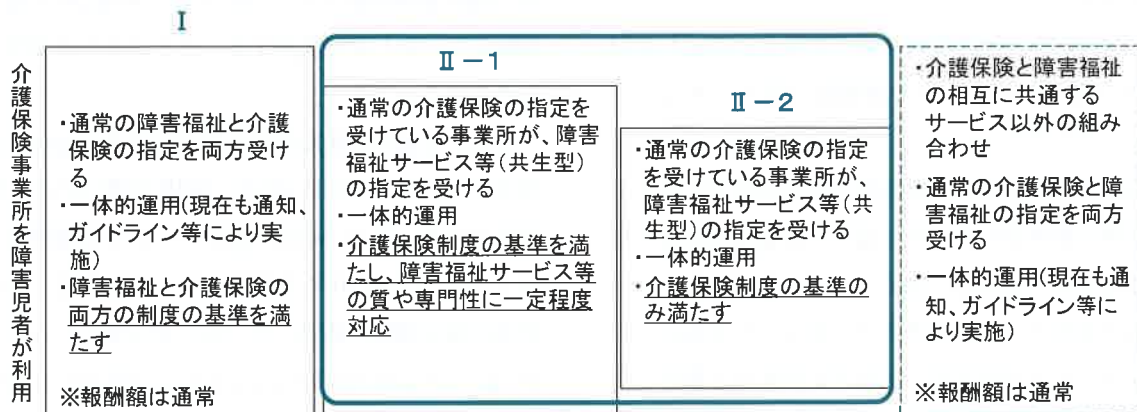
現状・課題		共生型サービスの対象サービス	
<p>○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。</p> <p>① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス</p> <p>② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス</p>			
	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)
	療養通所介護	⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス(同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)		生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)
	・通い	→	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)
	・泊まり	→	短期入所
	・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

第8回(H29.9.6) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料

共生型サービスの基準・報酬案

対応案
<p>(1) 基本的考え方</p> <p>○ 対象サービスである生活介護、居宅介護、短期入所に関し、介護保険制度の基準を満たしているが、障害福祉サービス等の基準を満たしていない事業所について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業所の基準のみ満たす場合(Ⅱ-2)と、 ・ 介護保険事業所の基準を満たし、障害福祉サービス等の質や専門性に一定程度対応する場合(Ⅱ-1)を、検討してはどうか。



共生型生活介護の基準・報酬案

対応案	※共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスについても同様
【基準】	
○ 介護保険事業所であれば、基本的に障害福祉サービス(共生型)の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。	
【報酬】	
○ 基本報酬は、以下により設定してはどうか。(Ⅱ-2)	
① 本来的な障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。	
② 現行の基準該当サービスを参考に設定。	
○ 加えて、サービス管理責任者を配置する場合に評価する加算を設定してはどうか。(Ⅱ-1)	
○ また、生活介護事業所に係る加算は、通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとしてはどうか。	
【その他】	
○ なお、現在、指定生活介護事業所は基準該当児童発達支援事業を行うことが可能であり、今回の共生型サービスの位置付けにより、指定生活介護事業所は、共生型児童発達支援事業を行うことが可能となるため、その逆の指定児童発達支援事業所が共生型生活介護事業を行うことを認めることとしてはどうか。	

介護保険事業所を障害者が利用	I	Ⅱ-1	Ⅱ-2	Ⅱ-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の障害福祉と介護保険の指定を両方受ける ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施) ・障害福祉と介護保険の両方の制度の基準を満たす 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・介護保険制度の基準を満たし、Ⅱ-2と比べて、障害福祉サービスの質や専門性に対応(サービス管理責任者)の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・介護保険制度の基準のみ満たす 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ ・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)
	※報酬額は通常			※報酬額は通常

「第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(平成30年度報酬改定)」資料(平成29年12月7日)

現行の基準該当のサービスの仕組みを踏まえた類型になります。この類型には、新たな規制を求めない方向で検討しています。

「Ⅱ-1」は「Ⅱ-2」にさらにプラスして専門の職員を配置した場合のパターンを想定しており、成人サービスであればサービス管理責任者、障害児のサービスであれば保育士、児童指導員等を配置する方向で検討しています。

「I」は両方の指定基準を満たす場合を想定しており、枠の高さがそれぞれの報酬額の高さであるとイメージしてください。

さらに「介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ」や「通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける」あるいは「一体的利用」についても共生型サービスと考えています。ちなみに、障害福祉サービス等事業所を高齢者が利用する場合には、社会保障審議会介護給付費分科会で検討することとなっています。

相談支援専門員とケアマネジャーの連携の関係

社会保障審議会介護保険部会や障害者部会で相談支援専門員とケアマネジャーが支援に必要な情報を共有できるよう、両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な特定相談支援事業所や居宅介護支援事業所の運営基準のあり方については、平成30年度介護報酬改定に合わせて検討することとするのが適当であるとされています。

なお、字数の関係で今回は掲載できませんが、他の共生型サービスについては、平成29年12月7日に開催された「第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(平成30年度報酬改定)」の「共生型サービスに係る報酬・基準について」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187125.pdf>